

申請

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の手続き延長のお知らせ

この「傷病手当金」は、新型コロナウイルス感染症の感染などによる病欠休業により収入の減少があった世帯の生活を保障するための給付金です。対象期間が3カ月延長されましたのでお知らせします。

- 対象期間** = 令和2年1月1日～令和3年12月31日（※今後さらに変更になる場合があります）
- 対象者** = 給与収入のある国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方
- 支給要件** = 新型コロナウイルスに感染などの理由により仕事ができず、収入が減少した場合。
- 支給金額** = 労務に服していれば本来受給できた給与収入の3分の2にあたる額を傷病手当金として支給詳しくは電話にてお問い合わせください。

☎ 医療介護課医療保険係 ☎72-0333（内線513）

支援 お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

- 融資額** = お子さま1人あたり350万円以内
- 金利** = 年1.66% 固定金利
- ※「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.26%（令和3年6月1日現在）
- 返済期間** = 15年以内
- ※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は18年以内
- 使い道** = 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
- 返済方法** = 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）
- 保証** = (公財)教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）詳しくはホームページ（「国の教育ローン」で検索）または下記問い合わせ先までお問い合わせください。

☎ 教育ローンコールセンター ☎0570-008656（ナビダイヤル） / 03-5321-8656

イベント

第26回串間市美術展の開催について

串間市・日南市および志布志市の在住者・在勤者・出身者の皆さんの想いの詰まった作品を展示いたします。

- 搬入日** = 10月27日(水)午前10時～午後5時
- 一般公開** = 10月30日(土)～11月5日(金) 午前9時～午後5時
- ※最終日は午後3時まで
- 会場** = 市文化会館小ホール
- 作品部門** = 絵画、写真、書道
- 表彰式** = 10月31日(日) 午前10時～(市文化会館大ホール)

同期間中、認定こども園・保育園児作品展、児童生徒作品展、パラアート展(障がい者作品展)も開催される予定です併せてご鑑賞ください。皆様のご来場をお待ちしております。入場料は無料です。

- ※新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用でご来場ください。
- ※発熱や体調不良の方は入場できませんのでご了承ください。

☎ 串間市美術展運営委員会事務局 (生涯学習課内) ☎55-1163

相談

平日夜間・土日どうぞ! 「労働相談会」を開催します!

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた職場のトラブル(パワハラ、賃金未払、解雇など)について、随時、秘密厳守・無料で相談に応じています。

また、以下の日程で、平日夜間および土曜・日曜にも相談を受け付ける「労働相談会」を開催します。

- 受付期間** = 10月9日(土)～15日(金)
- ・土日: 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ・平日: 午前8時半～正午、午後1時～午後7時
- ※通常は平日の午前8時半～正午、午後1時～午後5時
- ※面談を希望される場合は事前に電話連絡をお願いします。
- 対象者** = 県内の事業所に勤務する労働者および使用者
- 場所** = 宮崎県労働委員会事務局 (宮崎市橘通東1丁目9-10【県庁3号館6階】)
- 相談方法** = 電話、面談(要予約)、インターネット(「宮崎県労働相談メール送信フォーム」で検索)

☎ 宮崎県労働委員会事務局相談専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」 ☎0985-26-7538
FAX: 0985-20-2715

労働

宮崎県最低賃金が時間額821円に改定されました

宮崎県最低賃金は、本年10月6日(水)から「時間額821円」に改定されることになりました。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

☎ 宮崎労働局労働基準部 賃金室 ☎0985-38-8836

民事調停

民事調停制度について

民事調停とは、お金の貸し借り、売買代金の支払い、賃金の未払い、交通事故の損害、近隣トラブルなどについて、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続きです。

- 民事調停の特徴**
- ①手続きが簡単
特別な法律知識は必要なく、申立用紙に記入し、提出していただきます。
- ②円満な解決が可能
裁判官と民間から選ばれた調停委員2人で構成される調停委員会のもとで、当事者同士の話し合いにより、実情に合った解決を目指します。
- ③費用が低額
裁判に比べて手数料が低額です。
- ④秘密厳守と早期解決
調停は非公開で行われ、おおむね3カ月で終了します。

☎ 日南簡易裁判所 ☎25-1188(午前9時～午後4時半【土日祝日、年末年始を除く】)

生活 「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が全国で2種類同時発売されます

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

ハロウィンジャンボは、パソコンやスマートフォンからもネット購入できます!



☆**今年のハロウィンジャンボは、1等・前後賞合わせて5億円!**

- ・1等 3億円×11本 ・前後賞各 1億円×22本
- ※当せん本数は発売総額330億円・11ユニットの場合

☆**同時発売のハロウィンジャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円!**

- ・1等 3,000万円×20本 ・前後賞各 1,000万円×40本
- ※当せん本数は発売総額150億円・5ユニットの場合

- 発売期間** = 9月22日(水)～10月22日(金)
- 金額** = 各1枚300円
- 抽せん日** = 10月29日(金)

※**今年のハロウィンジャンボ宝くじ(第855回全国自治宝くじ)およびハロウィンジャンボミニ(第856回全国自治宝くじ)の抽せん日は令和3年11月1日(月)です。**

☎ 公益財団法人 宮崎県市町村振興協会企画課 ☎0985-31-9590

生活 マイナンバーカードに関するお知らせ

マイナンバーカードの申請を、市役所および各支所の窓口で行うことができます。申請後カードができておりましたら、交付通知書(はがき)をお送りしますので、交付通知書・個人番号通知カード(お持ちの方のみ)・本人確認書類(※1)を持参の上、交付場所(交付通知書の表面左最下部に記載されております)の窓口にてお受け取りください。マイナンバーカードの申請から交付までは1カ月程度かかります。

お仕事などにより、開庁時間帯に来庁できない方は開庁延長日(※2)をご利用ください。

マイナンバーカードを使用し、税証明書・印鑑証明書・住民票・戸籍証明書のコンビニ交付サービスを受けることができます。

(※1)本人確認書類とは、次のものを指します。

①運転免許証、パスポート、在留カ

ドなど、官公署発行の顔写真入りのもので1点。

②①をお持ちでない方は、健康保険証、医療受給者証、年金手帳などの「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたものうち2点。

(※2)毎週木曜日(祝日を除きます)は、午後7時まで市役所の市民生活課窓口(各支所を除きます)を開庁しております。

マイナンバーカードは、原則申請者本人以外の受け取りはできません(※)。しかし、申請者本人に傷病や障がいがある場合、窓口に来ることが難しい場合には、代理人にマイナンバーカードの受領を委任することができます。代理人によるマイナンバーカード受領をご希望の際は、手続きに必要な書類などの説明をいたしますので、事前にご相談ください。

①運転免許証、パスポート、在留カ

合、マイナンバーカードの受け取りができないことがあります。

※申請者本人の年齢が15歳未満である場合、保護者(親権者か法定代理人)の付き添いが必要です。

マイナンバーカードに電子証明を設定されている方は、カード作成時より5年ごとのお誕生日までに電子証明を更新していただく必要があります。お誕生日の3カ月前より更新手続きができますので、マイナンバーカードと暗証番号(カード交付時に設定していただいたもので、お忘れの場合は再設定していただきます)をお持ちになり、市役所もしくは各支所の窓口にてお手続きください。

☎ 串間市役所

- ・市民生活課 ☎72-1111 (代表)
- ・大東支所 ☎71-2011
- ・本城支所 ☎71-3011
- ・都井支所 ☎71-4011
- ・市木支所 ☎71-5011